

令和8年度使用義務教育諸学校
教科用図書採択基準及び選定資料

福岡県教育委員会

令和 8 年度使用

義務教育諸学校教科用図書の採択基準

令和 8 年度使用教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する教科書目録に記載された教科用図書等の中から下記の基準に基づいて行うものとする。

また、採択に当たっては、別に定める「学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書選定資料」等を基に十分な調査研究を行うとともに、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 29 年文部科学省告示第 105 号）の趣旨にも留意して、公正かつ適正な採択を期するものとする。

記

- 1 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める義務教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの
- 2 学習指導要領の定める目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの
- 3 地域の実態を考慮し、児童生徒の発達段階に即し、かつ、指導に際して適切なもの

令和８年度使用
学校教育法附則第９条に規定する教科用図書選定資料

1 採択基本方針

特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級で使用する教科用図書については、特に学校教育法附則第９条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択に係る指針が必要であることから、以下を基本方針とする。

(1) 採択の基本

特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級で使用する一般図書の採択については、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を考慮した上で実施すること。

(2) 一般図書の採択

一般図書の採択に当たっては、検定済教科書又は著作教科書に代わるものとして採択するものであることから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分に考慮した上で、次の場合は一般図書を採択するものとする。

- ア 特別支援学校の小学部又は中学部において、検定済教科書又は著作教科書がない場合（学校教育法施行規則第１３５条第２項（第８９条を準用））
- イ 重複障がいをもつ児童生徒への教育又は訪問による教育を行うに当たり特別の教育課程を編成する特別支援学校の小学部又は中学部において、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合（同規則第１３１条第２項）
- ウ 特別の教育課程を編成する小学校又は中学校の特別支援学級において、検定済教科書を使用することが適当でない場合（同規則第１３９条）

2 選定に当たっての調査研究の全体的観点

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、一般図書の選定に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、公正かつ適切に行うこととする。

(1) 学習指導要領の基本的なねらい

教育基本法及び学校教育法の規定に則り、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）は、次のアからエを、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）は、次のアからウを基本的なねらいとしている。

- ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- イ 道德教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ウ 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。
- エ 学校における自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

(2) 選定の基本的観点

- ア 話題や題材の選択が適切なこと、また、学習内容を理解するのに適切なこと、更に全体として調和していること。
- イ 特定の事柄を強調し過ぎていないこと、また、一面的な見解を取り上げていないこと。
- ウ 特定の営利企業などの宣伝や非難になるものでないこと。
- エ 特定の個人や団体などの活動に対する援助や助長となるものでないこと。
- オ 掲載写真や挿絵などは信頼性のある適切なものであること。
- カ 全体として系統的、発展的に構成されていること。
- キ 内容に誤りや不正確がないこと、また、相互に矛盾していないこと。
- ク 客観的に明白な誤記、誤植、脱字がないこと。
- ケ 児童生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。
- コ 漢字・仮名遣いなどの表記が適切であり、不統一がないこと。

3 各学部・教科共通の選定の観点

(1) 内容に関する配慮事項

- ア 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。
- ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事項が適切に習得されるように配慮されているものであること。
- エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。
- オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること。
- カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること。
- キ 特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ク 上学年で使用することとなる図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などの図書としての体裁をなしていないものは適切でないこと。

(2) 分量

全体の分量は、児童生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。

(3) 使用上の便宜

分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。

(4) 印刷、製本等

印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが児童生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。